

美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業費国庫補助要項

平成29年4月1日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、重要文化財建造物及び登録有形文化財建造物の外観、内装（公開部分）を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる「美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（美装化事業）」に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

(2) 登録有形文化財建造物

補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

3. 補助対象事業

重要文化財建造物、登録有形文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

- ア 建築工事経費
- イ 設計料及び監理料
- ウ 技術指導料

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助対象経費の50%とする。

(2) 当分の間、沖縄県内において行われる補助事業については、補助対象経費の80%とする。

(別 紙)

名 称	対 象 経 費 の 区 分	項	目	目の細分	説 明			
美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業	主たる事業費	(ア)建築工事経費	本工事費	賃 金	大工賃金	総人数5人前後の職種はこの目細で一括すること 本事業のために雇用された賃金職員の事業者負担分のみ 危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る		
					左官賃金			
					石工賃金			
					人夫賃金			
					〇〇賃金			
					その他賃金			
					共 済 費		社会保険料	
							〇〇保険料	
					需 用 費		消耗品費	機械器具の修繕料
							燃料費	
					役 務 費		修繕料	
							〇〇費	
					委 託 費		保管料	運搬料
							火災保険料	
					使用料及び賃借料		通信運搬費	
手数料								
工事請負費	〇〇費	本工事の全部又は一部を委託する経費						
	〇〇測量委託							
原 材 料 費	〇〇調査委託	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料						
	〇〇試験委託							
備品購入費	借料及び損料	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費						
	〇〇損料							
共通工事費	請 負 費	わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)						
	加工材料費							
附帯工事費	木材費	本工事費に準ずる						
	石材費							
工事人件事務	金属資材費	本工事費に準ずる						
	〇〇費							
報酬	雑資材費	(一般職)給料 特殊勤務手当 〇〇手当						
	職員手当等							
委託費	設計料	寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当						
	監理料							
(イ)設計料及び監理料	委託費	委託費	設計料 監理料					

	(ウ)技術指導料	技術指導料	報 償 費 旅 費 委 託 費	技術指導謝金 普 通 旅 費 技術指導委託	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 技術的指導旅費 技術指導の全部又は一部を委託する経費
その他の経費	事 務 経 費	事 務 費	旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料	普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 ○ ○ 費 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 委 託 料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とならないもの) 小印刷, 写真焼付等 事務所光熱水料 郵便料等 写真撮影料, 図化作成費(トレース原紙) 会場借料等